

○平成十八年国土交通省告示第四百六十四号

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十九条の十一の二第四項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類を次のように定めたので告示する。

租税特別措置法施行規則第十九条の十一の二第一項に規定する地方公共団体の長の国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類及び同条第二項各号に掲げる者の国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の二第一項又は第四十一条の十九の三第八項の規定の適用を受けようとする個人の居住の用に供する家屋が同法第四十一条の十九の二第一項に規定する住宅耐震改修をした家屋であること及び当該住宅耐震改修の同項に規定する耐震改修標準的費用額を、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書式により証する書類とする。

- 一 当該家屋の所在地の地方公共団体の長 別表の書式
- 二 建築士（建築士法（昭和三十五年法律第二百二号）第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限る。）、「建築基準法（昭和三十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十七条第一項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人 昭和六十三年建設省告示第千二百七十四号別表第二の書式

（平二一国交告三八八・平二三国交告六九七・平二五国交告五四四・平二八国交告五八八・平二九国交告二八一・令四国交告四四一・一部改正）

附 則

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成二一年三月三十一日国土交通省告示第三八八号）

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 （平成二三年六月三〇日国土交通省告示第六九七号）

この告示は、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第九十九号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成二三年六月三〇日）

附 則 （平成二五年三月三〇日国土交通省告示第三三一号）

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年五月三十一日国土交通省告示第五四四号)

- 1 この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 居住者が、平成二十六年四月一日前に所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号)第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十九の二第一項に規定する住宅耐震改修をした場合については、改正前のこの告示の規定は、なお従前の例による。

附 則 (平成二八年三月三十一日国土交通省告示第五八八号)

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年三月三十一日国土交通省告示第二八一号)

- 1 この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 個人が平成二十九年四月一日前に所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)第十二条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十一条の十九の二第一項に規定する住宅耐震改修をした場合については、なお従前の例による。

附 則 (平成三〇年三月三十一日国土交通省告示第五五一号)

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (平成三一年三月二九日国土交通省告示第四八六号)

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月二八日国土交通省告示第二二四号)

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和三年三月三十一日国土交通省告示第三三〇号)

- 1 この告示は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 租税特別措置法施行規則第十九条の十一の二第一項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類については、この告示による改正後の別表の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則 (令和四年三月三十一日国土交通省告示第四四一号)

- 1 この告示は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 租税特別措置法施行規則第十九条の十一の二第一項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類については、この告示による改正後の別表の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則 （令和六年三月三〇日国土交通省告示第三〇七号）

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

附 則 （令和八年三月三十一日国土交通省告示第四六〇号）

- 1 この告示は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 租税特別措置法施行規則第十九条の十一の二第一項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類については、この告示による改正後の別表の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

別表

## 住宅耐震改修証明申請書

申請者 住所  
電話  
氏名

家屋の所在地

上記家屋に係る住宅耐震改修が完了した日

年 月 日

イ 上記家屋が(1)の要件を満たすこと及び当該家屋に係る住宅耐震改修（租税特別措置法第41条の19の2第1項に規定する住宅耐震改修をいう。以下同じ。）の費用の額が(2)の額であったことについて証明願います。

(1)	住宅耐震改修をした家屋であること	
(2)	(イ) 当該住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額	円
	(ロ) 当該住宅耐震改修に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合	交付される補助金等の額
		円
	(ハ) (イ)から(ロ)を差し引いた金額	円
	(ニ) (ハ)又は250万円のいずれか少ない金額（10%控除分）	円
	(ホ) (ハ)から(ニ)を差し引いた金額	円
	(ヘ) 1000万円から(ニ)を差し引いた金額	円
(ト) (ホ)又は(ヘ)のいずれか少ない金額（5%控除分）	円	

ロ 上記家屋において、地方税法施行令附則第12条第20項に規定する基準に適合する耐震改修が行われたことを証明願います。

## 住宅耐震改修証明書

上記家屋が(1)の要件を満たすこと及び当該家屋に係る住宅耐震改修の費用の額が(2)の額であったこと又は上記家屋において地方税法施行令附則第12条第20項に規定する基準に適合する耐震改修が行われたことについて証明します。

証明年月日	年 月 日
-------	-------

証明を行った地方公共 団体の長	
--------------------	--

(用紙 日本産業規格 A4)

## 備考

- 1 住宅耐震改修証明申請書の{ }の中にはイ又はロのいずれについて証明を申請するかに応じ、該当する記号を○で囲むこと。(イ及びロの両方について証明を申請する場合は両方の記号を○で囲むこと。)
- 2 イの表中(2)(イ)の欄は、租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第26条の28の4第2項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して住宅耐震改修の内容に応じて定める金額を定める告示(平成21年国土交通省告示第383号)に基づき住宅耐震改修の内容に応じて算出した金額の合計額(当該住宅耐震改修を行った同項に規定する家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分具有独立して住居その他の用途に供することができるものである場合又は当該家屋が共有物である場合には、当該金額に、当該住宅耐震改修に要した費用の額のうちにその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額)を記載すること。
- 3 イの表中(2)(ロ)「当該住宅耐震改修に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された住宅耐震改修の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。  
「有」の場合の「交付される補助金等の額」の欄には、当該住宅耐震改修の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。
- 4 イの表中(2)(ハ)の欄は、「(イ) 当該住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額」から「(ロ) 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。
- 5 イの表中(2)(ニ)の欄は、「(ハ) (イ) から(ロ) を差し引いた金額」又は250万円のうちいずれか少ない金額を記載すること。
- 6 イの表中(2)(ホ)の欄は、「(ハ) (イ) から(ロ) を差し引いた金額」から「(ニ) (ハ) 又は250万円のいずれか少ない金額(10%控除分)」を差し引いた額を記載すること。  
なお、0円となる場合には「0円」と記載するものとする。
- 7 イの表中(2)(ヘ)の欄は、1000万円から「(ニ) (ハ) 又は250万円のいずれか少ない金額(10%控除分)」を差し引いた金額を記載すること。
- 8 イの表中(2)(ト)の欄は、「(ホ) (ハ) から(ニ) を差し引いた金額」又は「(ヘ) 1000万円から(ニ) を差し引いた金額」のうちいずれか少ない金額を記載すること。